2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年４月16日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から鹿児島第３合同庁舎㉚建築その他工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。

ただし、上記⑵の再認定を受けた特定ＪＶの代表者以外の構成員にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑸　平成15年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、下記実績は同一建物の工事であること。

同種工事とは、以下の㋐の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

㋐・建物用途
事務所・庁舎又は類似施設
・構　造
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
・階　数
地上５階建以上かつ地下１階以上
・規　模
延べ面積　10,000㎡以上

ただし、特定ＪＶの代表者又は、経常建設共同企業体の構成員のうちの１社が、上記㋐の要件を満たす同種工事の実績を有していればよい。

なお、特定ＪＶの代表者以外及び経常建設共同企業体のその他の構成員は、平成15年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。

㋑・建物用途
事務所・庁舎又は類似施設
・構　造
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
・階　数
地上４階建以上
・規　模
延べ面積　3,000㎡以上

㋐及び㋑の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙４に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。（以下同じ。）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

①　１級建築施工管理技士若しくは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。

②　平成15年度以降に、元請けの技術者として上記⑸㋐に掲げる同種工事の経験を有する者であること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、特定ＪＶ又は、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）

さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」